

# 山梨県公報

第十四百二十六号

平成十五年

十月二十七日

月 曜 日

## 目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	六七七
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	六七七
予防接種の業務を行う医師(二件)	六七七
道路の区域変更(二件)	六七七
道路の供用開始(三件)	六七八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六七九
開発行為に関する工事の完了について(三件)	六七九
落札者等の決定について	六八〇

## 告示

### 山梨県告示第五百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
桜こどもクリニック	中巨摩郡敷島町中下条千九百番地
あすなる巨摩薬局	南アルプス市桃園三百四十番地一

### 山梨県告示第五百二十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
あすなる巨摩薬局	南アルプス市桃園三百七十七番地一

### 山梨県告示第五百二十四号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
中込 美子	中巨摩郡敷島町中下条千九百番地 桜こどもクリニック
志村 由江	中巨摩郡敷島町中下条千九百番地 桜こどもクリニック

### 山梨県告示第五百二十五号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
永井 敬一	北巨摩郡武川村牧原千三百七十一番地 武川診療所

### 山梨県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年十月二十七日

- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 光子沢大野線
  - 三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町大字清子字歌里二六一〇番地先から南巨摩郡身延町大字清子字横溝三二〇七番地先まで	旧	八・〇	四〇・〇
	新	一一・〇	三五・〇
		一一・〇	三五・〇
		三〇・〇	三五・〇

**山梨県告示第五百二十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年十月二十七日

- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 八代芦川三珠線
  - 三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
西八代郡三珠町大字三帳字琵琶首五一三番の二地先から	旧	六・〇	一四〇・〇
	新	一五・六	一四〇・〇

西八代郡三珠町大字高萩字古宿二二二三番地先まで

新	旧
七・九	四〇・二
一四〇・〇	

**山梨県告示第五百二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	竜王芦安線	南アルプス市大字駒場字東山三二二番の二地先から南アルプス市大字須沢字日入倉一九番の一五地先まで		二三四・〇	平成十五年十月二十九日

**山梨県告示第五百二十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下一七三九番の二地先から東八代郡中道町大字上曾根字木ノ下一七六〇番の一五地先まで		一六〇・〇	平成十五年十月三十一日

**山梨県告示第五百三十号**



- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡竜王町西八幡二千四百五十九番地 小田切功

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年十月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量  
クライミンググウオール 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十五年九月十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京体器株式会社 山梨県甲府市飯田二丁目二十四番十一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
六千九百九十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第六号に  
該当